

周南市簡易専用水道取扱要領

第1 趣旨

この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に規定する簡易専用水道の取扱いについて必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）施設

法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。ただし、事業用、消防用等の目的で設けられるもので全く飲用に供されることのないもの及び船舶、航空機等に設置されるものを除く。

（2）有効容量

浄水の供給を受けるために設けられる水槽（以下「受水槽」という。）において適正に利用可能な容量をいい、最高水位と最低水位との間に貯留されるものをいう。

（3）施設の設置者

施設を所有しているものをいう。

（4）登録検査機関

法第34条の2第2項の規定による厚生労働大臣の登録を受けた検査機関をいう。

第3 水槽の有効容量

有効容量の算定は、別紙「有効容量の算定方法」によるものとする。

第4 施設の把握

市長は、施設の設置状況を、施設の設置者が水道事業者に対して行う給水申込みなどにより把握するものとする。このため、市長は、原則として各四半期終了後10日以内に水道事業者から、簡易専用水道の設置状況調査表（別記第1号様式）により報告を求めるものとする。

なお、水道事業者は供給規定に基づき、貯水槽水道設置者に対し管理に関して、指導・助言等及び市長への情報提供を行うものとする。

第5 届出

市長は、施設の設置者に対し、簡易専用水道設置届（別記第2号様式）の提出を指導するものとする。

なお、市長は、簡易専用水道が廃止されたときは、施設を廃止した者に対し、簡易専用水道廃止届（別記第3号様式）の提出を指導するものとする。

第6 簡易専用水道台帳

市長は、施設の維持管理について適正な指導を行うため、第4及び第5により簡易専用水道台帳（別記第4号様式。以下「台帳」という。）を整備するものとし、市による立入検査の実施状況等について台帳に記載整理するものとする。

第7 施設の維持管理及び定期検査の指導

市長は、施設の設置者に対し施設の管理及び定期検査について、次により指導するものとする。

（1）施設の管理については、施設の設置者は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）第55条に定める管理基準に従った管理を行うとともに、次の事項を遵守すること。

ア 施設の配置及び系統を明らかにした図面、並びに管理記録簿（別記第5号様式）などを備え保存すること。

イ 給水せんにおける色度、濁度、残留塩素の有無について必要に応じ検査を行うこと。

（2）施設の定期検査については、規則第56条の規定に基づき1年以内ごとに1回とし、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める告示について」（厚生労働省告示第262号）により行うこと。

また、施設の定期検査が実施されていない事が判明した場合、市長は、定期検査を受けていない当該施設の設置者に対し、簡易専用水道の定期検査実施通知書（別記第6号様式）により定期検査を受検するよう通知すること。

第8 検査結果の報告等

登録検査機関が行う定期検査の検査事項及び判定の基準は、別表第2によるものとする。

なお、市長は、検査機関に対してその検査の結果、衛生上特に問題があると認められた施設については、次の措置をとるよう指導するものとする。

- (1) 登録検査機関は、設置者に対し、市長にその旨報告をするよう助言を行うこと。
- (2) 登録検査機関は、設置者に対し、速やかに適切な対策を講じるよう助言を行うこと。

第9 立入り検査

市長は、設置者又は水道事業者若しくは検査者から衛生上特に問題があるとして通報があった場合等施設の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、立入検査を行うものとする。

この立入り検査は、簡易専用水道検査記録表（別記第8号様式）により実施するものとし、立入り検査の結果、改善を要する不良事項があった場合は、施設の設置者に対して期間を定めて、必要な改善措置を行うよう指導するものとする。

第10 その他

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、以下「建築物衛生法」という。）が適用されている施設の定期検査については、別表第2に掲げる判定基準を満たすか否かについて作成した書類及び建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類の提出による書類検査とすることができる。

なお、この場合、別表第2に係る書類の書式については、「建築物衛生法の適用がある簡易専用水道の設置者によって提出される書類の様式」（別記第10号様式）を標準とする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別図 1 (第 3 条関係)

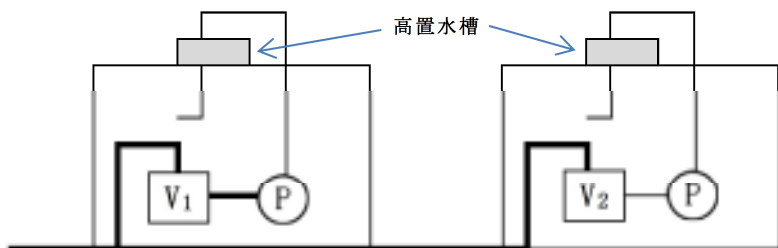
「有効容量の算定方法」

1 最高水位及び最低水位は、設計図等に記載されたものを確認し、次により定める。

- (1) 最高水位は、受水槽の定水位装置によって決定されるハイウォーターレベル (H. W. L) の水位とする。
- (2) 最低水位は、受水槽内にある揚水管の吸込管端から揚水管径の 1.5 倍上部の水位とする。

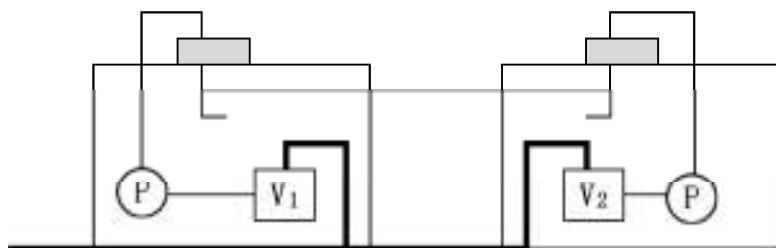
2 2 以上の水槽を有する場合等の有効容量は、次に算定する。

- (1) それぞれの受水槽に係る給水系統が相互に連絡されていない場合 (図-1)



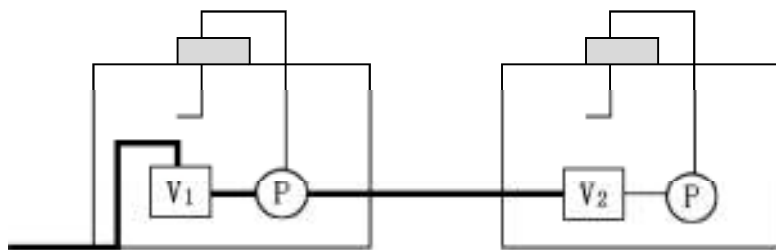
それぞれの受水槽に係る給水系統が個々の独立した簡易専用水道であり有効容量は、それぞれ V_1 及び V_2 とする。

- (2) それぞれの受水槽に係る給水系統が相互に連結されている場合 (図-2)



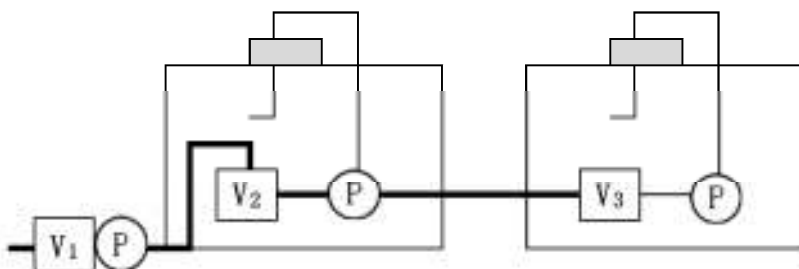
有効容量は、 $V_1 + V_2$ とする。

(3) それぞれの受水槽が相互に連絡されている場合 (図-3、図-4)
(図-3)



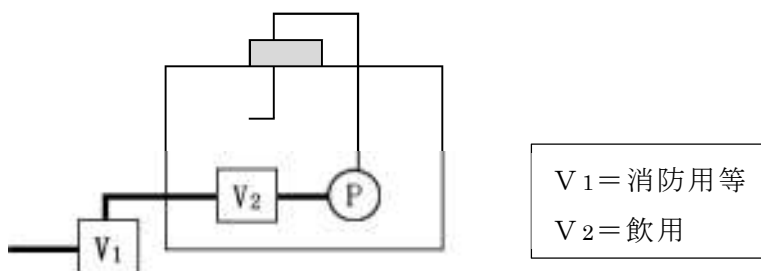
有効容量は、 $V_1 + V_2$ とする。

(図-4)



有効容量は、 $V_1 + V_2 + V_3$ とする。

(4) 消防用等飲用以外の目的に設置された水槽と飲用に供する水槽が連絡されている場合 (図-5)



有効容量は、 $V_1 + V_2$ とする。

別表1（第8条関係）

検査事項及び判定基準

（施設及びその管理の状態に関する検査）

番号	検査事項	判定基準等
1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
2	水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
3	水槽上部の状態 （2に掲げるものを除く）	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
4	水槽内部の状態 （2に掲げるものを除く）	汚泥、赤さび、等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
5	水槽のマンホール の状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
6	水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と配水管の流入口とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
7	水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
8	水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。
9	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。

備考 4の項の下欄については、水槽の沈積物がおおむね年間3センチメートルを超えない程度にあること。

9の項に係る検査については、別表に掲げる基準を満たしていない場合であって、原因が不明のときに必要に応じて行うこと。